

専決処分について（損害賠償の額を定めることについて）

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定に基づきこれを報告するものとする。

令和4年9月1日提出

日立市長 小川春樹

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和4年6月24日

日立市長 小 川 春 樹

記

損害賠償の額を定めることについて

令和4年2月27日午前4時56分頃、日立市みかの原町2丁目4番地先市道6134号路上において、消火活動後の撤収作業中、防火水槽の蓋が開いていたため、日立市□□□□町□丁目□□番□号□□□□氏が歩行中に転落し、負傷したので、この損害に対する賠償の額を下記のとおり定める。

記

損害賠償額 金45,409円